

第31回 京都市自殺総合対策連絡会

日時：令和8年3月24日（火）
午後3時～午後5時
場所：京都市役所分庁舎4階 第1・第2会議室

1 開会のあいさつ

2 議題

- (1) 令和7年の自殺者数（警察庁統計（暫定値））について
- (2) 自殺対策基本法の改正について
- (3) 第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況について
- (4) 京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施について

事務局：（配布資料について確認）

それでは、これより先の議事の進行につきましては、京都市自殺総合対策連絡会設置要綱第5条に基づき、中山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中山会長：私は15年ほどこの仕事をさせていただいているのですが、自殺されている方の人数は去年より少し減っているとのことですが、前年に比べて減ったと言って、当たり前ですが喜んでいいことはまだ何もないとも思っています。減ったのではなくて新たに2万人の方々がこの1年で亡くなったということだと思います。京都市では187人の方が新たに増えた、決して減っているわけじゃないと思っております。昔この連絡会でご遺族の方からそう言われたことを非常に強く感じております。本連絡会は、色々な立場の方々が集まって、自殺を少しでも減らしていくために協力して連絡するというものですので、限られた時間ですが、情報交換できればと思っております。

それでは議題に入らせていただきます。「(1)の令和7年の自殺者数(警察庁統計(暫定値))」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1について説明）

中山会長：ここまでで、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

資料1の10ページの、京都市の学生・生徒等の自殺者数のデータは、厚労省と協議して、今回初めて公表することができたのですよね。今後も公表される予定でしょうか。

事務局：お出しできる部分については、協議をしたうえで、公表させていただきたいと思っております。

中山会長：わかりました。大学生の分母の中で、自殺されている方は全国の割合より高くないけれども、京都市の中では割合が少し多いということですね。

続きまして、「(2)の自殺対策基本法の改正」について説明をお願いします。

事務局：(資料2について説明)

中山会長：ここまでで御意見、御質問等はありませんでしょうか。

改正の概要の「3. 基本的施策の拡充」一つ目に、学校における心の健康保持のための健康診断等の措置と書かれておりますが、これは通常行っている学校保健の中で、もう少しメンタルのことも配慮していこうという意図でしょうか。

事務局：おそらく、既存の健康診断等のことを指しているのではないかと考えております。

中山会長：京都府医師会から、学校医として何かお気づきのことがあれば、お願いできますでしょうか。

近藤委員：学校医は、精神科ではなく一般科の先生が多いかと思います。その中でもやはり発達の問題や自殺に関することは非常にナーバスな問題で、例えばお子さんに何かあるということを保護者にどう説明するのか、あるいは問題を発見したとしても受け皿をどうするのか、そこから児童精神科医につながる道筋もないまま、むやみに予防してもというところもありますので、基盤を固めてから、進めていくのがよいかと思います。

中山会長：ありがとうございます。メンタルの問題や虐待などいろいろな場面で、見つけたはいいけれども、その後どうするかという問題があると思います。他、いかがでしょうか。

では続きまして、「(3)の第3次京都市自殺総合対策推進計画の取組状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料3-1～資料3-3について説明)

中山会長：事務局から説明があったとおり、子ども・若者の自殺対策や、職場のメンタルヘルス対策などを計画の中心施策と位置付けており、また、遺族支援はもちろん、学生・寺社のまちという京都らしい力を活かすことも、計画の取組方針として位置付けております。ついては、これらの施策・取組方針に関連する、何名かの委員の皆様へ、ご所属における自殺対策につながる取組等を、お一人5分以内程度でご報告をいただきたいと思っております。こちらから指名させていただきますので、指名された方は、ご発言をお願いできますでしょうか。

それでははじめに、京都市立中学校長会からお願いします。

菊地委員：文部科学省が令和7年度の中高生の自殺者数が2年連続で過去最多を更新したと発表し、このような全国的な傾向は、京都市立学校においても例外ではなく、今年度も児童生徒の自傷行為、リストカット、オーバードーズ等の報告が数多く見られ、我々は危機感を持っております。こうした状況の中で、学校の教職員は日常、児童生徒と接しており、自殺予防におけるゲートキーパーとして重要な役割を担っていますが、実際の学校現場では、担任や養護教員が相談を受けて、対応の中心になるケースが多く見られます。その際は一人で抱え込むのではなく、情報を共有し、チーム学校として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携することの重要性が周知されています。さらには、学校は児童相談所、児童精神科、心療内科等の関係機関と連携しながら、校内研修等を通じて丁寧な対応の充実を図ってきました。し

かし、その一方で、対応が外部機関へのつながりに偏り、教職員自身による初期対応や関係構築が弱まる可能性も指摘されております。実際にオーバードーズが学校であった場合、それを発見した教師が、対応が十分にできずに、すぐに医療機関に連絡できなかったケースもありました。大きなことにはつながらなかったですが、このことを反省して、周知しているところです。加えて、働き方改革や部活動ガイドラインの影響により、生徒と教員との接触時間が減少していることも看過できません。これにより、日常の雑談や何気ない観察の機会が減り、表情や言動、遅刻、欠席といった小さな変化への気づきが遅れる可能性があります。また、信頼関係の蓄積が不十分となり、困ったときに相談できる相手が見えにくくなるなど、早期発見、早期対応の感度が低下することも懸念されています。こうした課題を踏まえると、従来の個々の教職員の経験や力量に依存した対応から、組織的、構造的な支援体制への転換が求められています。実際に、今年度も大量の新規採用教職員が採用され、その中には経験不足の教職員もいることとなります。具体的には、第一に、気づきの仕組み化として定期アンケートやチェックリストの活用、情報共有のルールの特化などを進めていくことが重要です。先ほど健康診断の話もありましたが、AIを使用することも案としてはありました。まだ、実際に導入はされておられません。そういうことも必要だと思っております。第二に、短時間で関係性を構築する力の向上として、声掛けの質や傾聴のスキル、安心感を与える対応に関する研修の充実が求められています。第三に、一人で抱えない体制の確立として、校内の連携強化に加えて、SSWの外部専門職に迅速につながる仕組みづくりが不可欠です。以上のように、児童生徒と接する時間の減少は、自殺防止におけるリスク要因となり得ますが、問題の本質は、単なる時間量ではなく、気づける仕組みとつながれる関係の構築にあります。今後は、長く関わる学校から確実に見守りつなぐ学校へと転換を図ることが、より実効性のある自殺予防教育につながると考えております。

中山会長：ありがとうございます。御質問等ございませんでしょうか。

今のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは何校かに一人という形でいらっしゃるのでしょうか。人数は満たされていますか。

菊地委員：毎日ではありませんが、週に1日、各学校に配属されております。一応数としては満たされています。

中山会長：ありがとうございます。それでは京都労働局健康安全課からお願いいたします。

山田委員：厚生労働省労働基準局では、労働者の職員に関する心の健康の確保と保持増進を取組の一つとしておりまして、その中で、精神労災、いわゆる過労死等事案の労災請求を減らすことが具体的な施策の一つとなっております。参考までに、京都府内の令和5年度の統計について説明いたします。精神障害等を理由とした労災請求事案が98件ございました。そのうちの20件が業務上決定されており、98件中自殺事案としては4件。また令和5年度中に業務上決定された自殺の案件が2件となっております。要因としては、ハラスメント関係、職場の人間関係、業務の量と質の負担、長時間労働がございました。20件の業務上決定件数のうち、長時間労働（1か月の超過勤務時間が60時間以上）を原因とするものは6件ございました。精神障害を理由とする労災請求件数は高止まりの状況でして、年間500件前後発生するという一方で、

予防の観点からの施策を申し上げますと、大きく四点ありまして、そのうちの三点が主に労働基準監督署で取り組んでいる事項、あと一点が労働局健康安全課で取り組んでいる事項です。労働基準監督署で取り組んでいる事項としましては、精神障害等（長時間労働も含む）を理由とする労災請求時の企業に対する個別の指導を行っており、あらかじめ請求があった全件をするのではなく、一点目に事前にアンケート等で問題がありそうな事業場への指導、二点目に業務上決定時の指導、三点目に労働者50名以上の事業場でストレスチェック未実施が2割ほどという統計がございまして、義務である報告をしていない事業場に対する個別指導を行っております。労働局では、一定期間内に長時間労働による脳心疾患、精神疾患を複数発生させた事業場の本社に対して、全社的な指導を行っております。このように、精神的に悪影響を受けて健康を損なう労働者を減らしていく取組はこれからも続けてまいります。以上です。

中山会長：ありがとうございます。過労死、過労自殺も非常に深刻な問題だと思います。そのような出来事が起こってしまう前に、例えば通院していたとか休職されていたなどの情報はわかりませんか。

山田委員：数字は持ち合わせていないですが、現在ストレスチェックは1事業場50名以上のところで義務化されておりますが、これを全事業場に拡大するというところで、今準備を進めているところです。まずセルフチェックをしていただき、高ストレスとの結果が出れば、産業医との面接を進めて、その中で就業の配慮が必要となると、ご本人の承諾を得て、ストレスチェックの結果を事業場に開示し、配慮していただくようにしており、何か起こる前の一つの対策になっています。安全衛生委員会でも、高ストレス者の割合などについて月1回議論し、労働者の精神的健康の確保についても事業場内で検討いただくようにしております。

中山会長：ありがとうございます。小規模の事業場でのストレスチェックの義務化は、いつ頃から開始でしょうか。

山田委員：相当先になる予定でして、50名以下の事業場では産業医の選任義務がないため、ストレスチェックをして高ストレス者が出ても、どこで面接するのかという問題があります。京都地域産業保健センターに協力いただいている医師で何とかできないかという動きはありますが、現在の体制ではまかないきれない状況で、準備には時間がかかるかと思います。

中山会長：ありがとうございます。他に御質問はございますか。

浅井委員：例えば京都市の国保を使った健康診断や、各種行っている健康診断があると思いますが、ストレスチェックという項目がないので、そのような場での拾い上げができないかと思いました。また、先日こころとくらしの法律相談会で12件の相談を受けまして、そのうち公務員の親御さんから過重労働の相談があったんですが、公務員なので労働局には言えません。おそらく国家公務員もだと思いますが、夜中2時、3時まで事務所の電気がついているんですね。公務員の過重労働などの実態を把握されている部署があるのか聞きたいです。

青木委員：ストレスチェックは公務員も実施しております。把握等は人事委員会が行っていると思いますし、厚生会もありますので、相談先の案内も職員に周知されております。

中山会長：ありがとうございます。過重労働であれば、ハラスメントの窓口などもあるかと思います。もう一点、健康診断について、例えば特定健診ではメンタルの内容は入っていないんですね。本当は、そのような項目がプラスαで入るといいかと思いますが、労働安全衛生法の職域の健診では、メンタルの項目が組み入れられていますか。

事務局：京都市の職員で言いますと、各健診の中にメンタルの項目というのではないかと思います。

中山会長：わかりました。特定健診だと、腹囲や体重に応じて特定保健指導という次の流れに乗りますが、そのようなものがないので、今後の大きな課題の一つかと思いました。

藤原委員：私は一般の会社に勤めていまして、ストレスチェックは毎年提出していますが、チェック項目は変わらなくて、ここにチェックすればストレスを感じていないとの結果になるというのが分かるんですね。なので、もしストレスを感じていたとしても、医師との面談などが面倒だなと思われるので、別のところにチェックして、すり抜けてしまうのではないかと思います。

山田委員：職場に自分のメンタル状態がばれるのではないかとという危惧があるかもしれませんが、人事権者は結果について本人の了解なく知ってはならないとされており、ごく限られたストレスチェック実施事務者という人事権のない方が取りまとめをすることとされています。専門機関に問診票を送るようにしていると思うので、社内で分析をしなければプライバシーは保たれますし、産業医等による面接指導までは秘密は守られます。自分でストレスに気づいていただくためのチェックなので、正直に書いていただいて、その結果高ストレスと判断されたら、産業医面談まではしていただき、その上で職場に開示して就業環境の改善を求めるのか、カウンセリングを受けるのかなど、ご自身で判断いただければと思います。

中山会長：アンケートなので、正直に答えない可能性は当然あると思います。それでもボーダーに引っかかる方が結構いることも確かですし、その方が助けを求めることもあると思いますが、自分にとって良くないことになってしまうんじゃないかと思い、回答時に正直に回答されないこともあり得ると思います。それを少しでも減らしていければというところですね。

近藤委員：私は産業医もしておりますが、ストレスチェックの結果に応じて産業医面談を行っておりますが、多くのストレスの原因はやはり人間関係でして、産業医は事業主あるいは労働安全委員会に対して勧告できます。我々の立場というのは、あくまで中立の立場で、事業主に直接伝えることはできるんですが、そこから先どのような措置をするかというのは事業主に任されています。我々がいろんな相談を受けて報告はするんですが、これが形骸化してしまう、本当に機能しているのかという問題はやはりあるかと思います。ただ、これはストレスがあると訴えるチャンスでもありますし、一つ上の上司、二つ上の上司になかなか進言できない場合は、そこを飛び越えていくチャンスでありますから、もちろん他にも漏れることはありませんし、一つの権利として行使していただきたいなと思います。

中山会長：ありがとうございます。制度を少しでも良い形で運用していけるように、それぞれ課題を認識しながら対応していく必要があるかと思います。

それでは次にこころのカフェきょうとからご報告をお願いします。

中村委員：こころのカフェきょうとは2006年に設立されまして、今年で21年目を迎えます。主な活動としましては、月に2回ご遺族で、わかち合いの会を開催しております。第2土曜日にハートピア京都で、第4木曜日にこころの健康増進センターで開催しております。大体2時間程度、5～6人のグループに分かれて、ご家族同士で自分の気持ちを語り合うというものです。最近では10人前後にご参加いただいております。また、12月に年1回、「響きあう音とこころ」と題してコンサートを開催しております。どなたでも参加いただけて、市民の方が来られたり、数年ぶりにここカフェに来ましたと言っていた方もいる大きなイベントですので、

また機会があれば足を運んでいただければと思います。わかち合いの会の参加者については、お子様を亡くされたお母様が中心になっています。これはずっと変わらない傾向で、参加者の8割程度がお母様で、10代～30代のお子様を亡くされた50代～70代のお母様の参加が多く、2～3年毎月参加されている方もいらっしゃいます。あとは、ご家族を亡くされて10年、20年経って初めて気持ちを話しましたという方も年に2～3人はいらっしゃいます。最近の傾向として感じることは、全国的な傾向と同じですが、亡くなったお子様の年齢が今までは30代、40代の方が結構いらっしゃったんですが、最近は若年化していると感じており、10代、20代、学生のお子様を亡くされたお母様方、ご夫婦の方が増えてきたと感じます。原因も、昔は職場の悩みやキャリアの変化などが多かったのですが、最近は、学校でのいじめや大学生の頃の失恋、就職活動の悩み、発達の問題などで、お子様が非常に悩まれていたというお話を聞くことが増えました。また、昔は男性は非常に少なかったんですが、最近多くなっていて、各回3人ほどいらっしゃるのので、世の中の捉え方が変わってきたと感じます。わかち合いの会では、やはり皆さん最初勇気を出して来られる方が多く、大事な人を亡くされてから一度も外出していないけど、勇気を振り絞って半年ぶりに外出しましたという方や、ずっと泣きじゃくられていたり1時間ほど固まって座っておられた方が堰を切ったように話し出される瞬間などもありますし、毎回ご遺族の方々の重い思いを受け止めております。それでも終わり際には表情が緩んだり、この仲間がいて良かったというふうにおっしゃる方も多くて、大きな意義を感じております。今後も皆さんのお力を借りながら続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中山会長：ありがとうございました。こころのカフェきょうとさんは、前代表の頃からずっとこの連絡会に参加してくださり、いつもお話を伺って本当に大事な取組だと感じております。参加者の方々は、亡くされてからどのくらい時間がかかってから来られることが多いんですか。

中村委員：本当に色々なんですけど、皆さんネットで情報を得るようになって、10年ほど前からは参加までの時間が早くなっていて、大体2か月～3か月という方が一番多いです。一番早い方は、喪服のまま来られた方もいらっしゃいました。昔は、10年隠していたという方も多かったようですが、最近は1年以内が多いかと思えます。

中山会長：ありがとうございます。自殺を巡る状況がどんどん変わっているということを我々もちゃんと認識しておかないといけないと思います。他、御質問よろしいでしょうか。

それでは続いて、京都光華女子大学の竹下さんから、大学生の生の声、ご自身や周りの友人の方の悩みの声、それに対してどう対応しているか、こういうものがあればいいのになど、また、小中高生に近い世代の先輩としての意見などをお聞かせいただけますでしょうか。

竹下委員：大学生の立場から、普段の生活を通して感じていることをお話しさせていただきます。私の主観ではありますが、大学生の悩みとして特に感じるのは、中高生までと比べて、人間関係が浅くなったことかと感じております。中学、高校までは行事や部活動を通して自然とコミュニティが生まれて、本音で話せる友人がしやすい環境でした。ですが大学に入ると同じ学部であっても、授業が全て同じというわけではなく、人との関わり方が浅く広くなりやすいと感じています。またサークルに所属する人も以前より少ない印象もあります。そのため、顔は知っているけど深く関わらないという関係が増え、孤立感を感じたり、他人と比べてしまったりす

ることにつながるのではないかと考えました。そうした中で、私自身は大学一年生の頃に他大学の学生とつながるようになり、小学生とアウトドア活動をするボランティアに所属しました。子どもが好きという共通点を通して関係が深まり、活動が終わった後でも遊びに誘ってもらいなどの関係づくりが芽生えました。そうした経験から、気軽に話せる場がとても大切だと感じました。また雑談の延長のように話せる場や同世代とゆるくつながれるような機会があることで、自分の悩みを相談することのハードルも下がるのではないかと考えます。また、食を通じたつながりも有効だと考えます。特に京都の大学生は一人暮らしの方が多く、私自身もですが、悩みを抱えているときは、食生活が乱れてしまうこともありました。食事を簡単に済ませてしまったり、三食しっかり食べられなかった経験があります。一方でご飯を食べているときは安心や幸せを感じる時間だと考えます。なので、子ども食堂の大学生版のような、食を通じて同じ興味を持つ人とつながるような場があれば、人との関係づくりや孤立の予防にもつながるのではないかと考えました。

中山会長：ありがとうございました。このような場で大学生の方の声が聞けるのはとても貴重なことですね。子ども食堂の大学生版というのはいいですね。そのようなものは何かやっているのでしょうか。

竹下委員：そういうのは聞いたことはないです。

中山会長：潜在的なニーズはありそうですね。サークルというのではなくそのような気軽な場があるといいですね。大学生の OD やリストカットなどが珍しいことではないと思いますが、身近でそのような話を聞くことは多いですか。

竹下委員：身近では聞いたことはありません。実際されている方もいるかもしれませんが、人に話すということはあまりなくて、インターネット上に書き込んだりチャットに相談するのが多いと思います。私自身もチャットに相談することもありましたが、機械に話しかけるより人に話を聞いてもらう方が安心できて、今後の孤立とか不安解消にもつながるかなと思います。

中山会長：ありがとうございます。相談相手は、人間と生成 AI どっちを選ぶかという時代になってきていると思います。御質問よろしいでしょうか。

それでは、京都弁護士会から、「京都くらしとこころの法律相談窓口」についてご案内をお願いします。

小林委員：私たち弁護士は、社会正義の実現と人権擁護を使命としております。自殺というのは強いられる死、自由な選択ではないということで、究極の人権問題と考えていますので、弁護士が取り組むのは当然のことだと思っています。自殺の原因は、最終的には精神疾患などがありますが、その前段階で様々な悩みが複合的にからまって、自殺につながります。例えば経済問題、労働問題、家庭問題、教育問題など様々な問題がありますが、このような悩みは、私たち弁護士が日常的に解決する問題です。なので、今言った様々な問題を弁護士の段階で解決できれば、その先の自殺にはつながらないので、弁護士の仕事そのものが自殺対策になると思っています。また、不幸にしてお亡くなりになった場合の相続問題、あるいは損害賠償、これは自分が損害賠償する方とされる方両方ありますが、このような問題も弁護士が関与するものですので、弁護士の仕事自体が自殺予防、あるいは遺族支援に深く関わってくると思います。京都市では、くらしとこころの総合相談会に弁護士を派遣していますし、今年から、くらしとこころの法律

相談窓口を開始しています。毎週月曜日の16時から18時まで、弁護士が待機しております。悩んだ時に、一般の方々では法律問題だということがわからないこともありますので、気軽にお電話ください。悩んでいるご本人、ご家族、その関係者、もちろん行政関係者含めて、何も制限はありませんので、よろしくお願いいたします。

中山会長：ありがとうございます。悩み事を一人で抱えないで、どこかに窓口があることがわかるだけでも大きな解決になると思いますので、ぜひ色々なところでご案内いただければと思います。

では続きまして、京都自死・自殺相談センターから、配布チラシについてご案内をお願いいたします。

廣谷委員：Sotto が始まって15年くらい経ち、最初は電話相談から始まったのですが、今では様々な取組を行っていきまして、最近特に力を入れているのが、Sotto の縁がわというもので、夜遅くから始めるものでして、今までは日中だけで男性が来られなかったのですが、この時間に行くことにしました。そうしたら男性が非常に多くいらっしゃるようになって、またムードの違う会になりました。他には、ごろごろゴロゴロシネマって何をするんですかとよく聞かれるんですが、映画を観て、感想を真面目に話し合うのではなく、ちょっと感じたことを15分とか30分とかでみんなで話すという会で、あまり堅苦しくない会でございます。おでんの会は、食事の場、死にたい気持ちを話す場、からだ・こころリラクスの場という3種類に分けて、食事の場ではSotto で食事を全て用意いたします。これが一番人気があります。ここに来るといつもの人たちにまた会えるということで、たくさんの方にお集まりいただくのですが、やはり同じ方ばかりいらっしゃるという点で、色々な人たちを呼びたいのですが、人数制限もありますので、その辺りを今後考えていきたいなと思っております。次に、死にたい気持ちを話す場というは、テーマを絞り、みんなで自分の気持ちをフランクに打ち明けるという場です。からだ・こころリラクスの場というのは、体操したり音楽鑑賞をしたりしています。歌を歌われる方やギターを演奏される方を呼んで、みんなで聞いて、一緒にお話をするという場で、頻繁にできるわけではないので開催は時折という感じです。「そっとたいむ」というのは、自死遺族の会で、初めの頃は集まってお話をしていたんですが、一人でゆっくり自分のことを話したいというリクエストが増えたので、今は集団で話し合うのではなく、相談員に予約を取って話を聞くというシステムになっております。Sotto では様々なことをやっているんですが、居心地がいいということで重複していらっしゃる方が結構多くて、なかなか新しい方を入れるのが難しいという問題点がございます。たくさんの方の応援をいただいてこのように長く続けてこられております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

中山会長：ありがとうございました。確かに、参加される方が固定されるのは、居心地がいいと感じていただければいいけれども、というところですね。

それではここまでの事務局からの報告、各関係の皆様からのご報告に対して、何か御意見や御質問があればお願いいたします。

では最後の議題として「(4)の京都市こころの健康づくりに関する意識調査の実施」について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料4について説明)

中山会長：ありがとうございます。先ほども話に上がっていた ICT、AI を市民の方がどう使っているかとの関心のあるところですね。

ここまでの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

乾委員：経年比較するために内容を大きく変えないという点はよいかと思いますが、問2の年齢のところが、今非常に高齢化が進んでいるので、他の5歳刻みなんですけど、70歳以上の部分がすごく大きくなるのではないかと思います。

事務局：ありがとうございます。高齢化が進んでいて、70歳以上となるとかなり大きい括りになってしまうというご指摘はおっしゃる通りかと思います。この区分をもう少し細かくすることについても検討してまいります。

中山会長：ご指摘ありがとうございます。他お気づきの点があれば、事務局の方にもご連絡いただければと思います。調査票は大体いつ頃確定ですか。

事務局：実施は秋頃を予定していますので、夏頃までは御意見を承ればと思っています。ゆっくりご覧いただいて、御意見いただければと思います。

中山会長：それではこれですべての議題が終了いたしました。

市民公募委員のお二方、これまでの議題についての感想や、自殺対策について思うところがあれば何でも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

森委員：今日初めて参加させていただいて、色々感じるものがあつたんですが、まずゲートキーパーですね。これは、潜在化している自殺願望を顕在化させないためにすごく必要な制度だと思うんですが、我々市民の立場から見ると、まだ認知度が低いように感じます。図書館などに行くとゲートキーパーの本とか資料があるんですが、一般の方にゲートキーパーって何ですかと聞いても、なかなか正答が返ってこないことも多いと思います。PR活動として広報に上げられているのは認知していますが、知名度をアップさせるような施策を考えたいただけたらなと思います。また、意識調査について、おそらく若年層の方のほとんどはWEBからの回答を選ばれると思うんですね。そして高齢者の方は紙ベースを選ばれると思います。若年層の方の提出率が低いとのことでしたので、例えば、回答された方に抽選で何かが当選するなどすれば、若い方の回答率がさらに上がって、より正確なデータが得られるのではないかと思います。

事務局：令和7年度から、ゲートキーパーの存在を広めるために、ゲートキーパー周知強化事業という、動画を見ていただいた方に抽選でプレゼントが当たるという取組をさせていただきまして、動画の再生回数も大幅に増えましたので、来年度につきましても同様の取組を実施したいと考えておりまして、認知度をより広められるよう引き続き取り組んでいきたいと考えています。また、アンケートの回答に対してお礼をつけることについては、確かに回答率は上がるかと思いますが、予算の問題があり、無記名式の調査でもありますので、検討材料にさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

藤原委員：私はカウンセラーとチャイルドカウンセラーの資格を持っていて、昨年と一昨年にゲートキーパー養成研修を受けさせていただいたんですが、確かに興味がないと検索しないんです。私も検索して、こういうものがあると知ったので、皆さんの目にもっと止まるようにできたら

いいなと思いました。もう一つ、電話相談など様々な取組をされているのはすごいと思うんですが、私としては、相談できる状態は、助かる可能性がすごくあるとっていて、本当につらい方は相談もできない状態におられると思うんです。その方にどうやって気づいてあげられるかというのがすごく大事ではないかと思います。自殺する方の年齢がだんだん低くなっているということは、小学生、中学生、高校生を常に見ておられる先生が気づいてあげないといけないということになってくると思うんです。ネットで、阪急電車などへの飛び込みが4月～5月に多くなるのを見ていて、相談できなかったのかなとすごく悲しい気持ちになるので、先生方も大変だとは思いますが、特に子どもさんのことは日頃から見てあげていただきたいなと思いました。

中山会長：ありがとうございます。みんながいろんな目で見えていくことで、少しでも気づく機会を増やしていければと思います。ゲートキーパーは、1年間に何人くらい養成されているんでしょうか。

事務局：今年度につきましては、動画配信等も含めて947名の方を養成させていただいています。

中山会長：養成した後、例えば、段階的に次の研修に進むなどの話は、今のところはないんでしょうか。

事務局：現時点でそういう仕組みはないですが、今後考えていければと思っています。

中山会長：ありがとうございます。引き続きご検討をお願いします。

これにてすべての議事が終了しました。委員の皆様におかれましては円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。では、事務局に進行をお返しします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、第31回京都市自殺総合対策連絡会を閉会とさせていただきます。皆様、本日は貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございました。

(閉会)